

令和
8
年度

鎌ヶ谷市社会福祉協議会 会費にご協力お願いします

社会福祉協議会は、「社会福祉法第 109 条」に基づいている社会福祉法人です。市民の皆様が主体となった「住民参加」により地域福祉を推進する公共性の高い民間組織です。

社会福祉法人鎌ヶ谷市社会福祉協議会では、市民の皆様が会員となり障がいのある人もない人も子どももお年寄りもすべての人が安心して暮らすことのできるまちづくりのために、関係行政機関、団体等と協力しながら、様々な福祉事業に取り組んでいます。皆様からの会費は、地域福祉を進める大きな原動力となります。ご理解とご協力をお願いいたします。

ボランティアセンター

福祉に係るボランティア
活動を推進

ふれあいサービス

市民のたすけあい活動
(家事支援)
R7 年度 延べ 623 時間

在宅介護者のつどい

在宅で高齢者を介護されて
いる方の交流の場
R7 年度 延べ 121 名参加

制服リユース

市内中学校の制服の譲り渡し
R7 年度末時点 提供数 2,221 点

地区社会福祉協議会事業

世代間交流事業や介護予防
事業などを実施

心配ごと相談所

心配ごと相談 (水)
心の相談 (月・金)

福祉用具の貸し出し

車椅子、ボッチャ、
高齢者疑似体験セット



全国の社会福祉協議会では事業運営を支えるため「会費制度」を設けております。本市社会福祉協議会でも右記のとおり定め、毎年皆様にご理解とご協力をいただいております。

種 類	年会費
一般会費 (市内に居住する世帯)	500 円 (1 世帯)
法人会費 (市内の企業・商店など)	2,000 円以上 (1 〇)
施設・団体会費 (市内の福祉施設・団体など)	2,000 円以上 (1 〇)

令和 7 年度会費総額 7,705,560 円

(内訳：一般会費 6,753,060 円、法人会費 686,000 円、施設・団体会費 266,500 円)

一般会費の約 25% は各自治会の福祉事業費として活用されています。(詳細は HP でもご覧いただけます。)

※会費は、10 月 30 日までを目安に納入いただけますようよろしくお願いいたします。

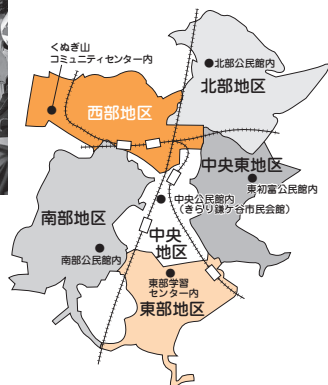
問合せ先：社会福祉法人 鎌ヶ谷市社会福祉協議会 047-444-2231



皆様からの社協会費は次のような事業に活用しています

地区社会福祉協議会の活動

市内 6 地区（中央・中央東・東部・西部・南部・北部）ごとに子どもからお年寄りまで地域の方とのふれあい交流・介護予防教室・福祉講座等を企画し、地域福祉活動を推進しています。



ボランティア活動の推進

【ボランティアセンター ☎ 442-2940】

市民一人ひとりがボランティア活動をとおりて社会参加できるよう、福祉的なボランティアに関する相談・連絡・調整等を行っています。また、福祉やボランティア活動への関心を高めることを目的に、さまざまなボランティア講座やボランティア体験の実施、福祉用具等の貸出しを行っています。

(R8.3.31 現在 ボランティア登録数 886 名)



令和7年度ボランティア活動スキルアップ講座
音楽のちからでリラックス&リフレッシュ

在宅介護者のつどい

ご自宅で家族介護をしている方の、情報交換やリフレッシュの時間として、月 1 回開催しています。

ふれあいサービス

高齢者や障がいのある方、子育て世帯(産前産後)の方が家事や介助にお困りの時、地域から参加した協力会員が家事支援等を提供する住民参加型・相互扶助(有料福祉)のたすけあい活動です。



相談事業 **【☎ 444-6921】**

ご家族やご自身のこと、学校や職場での人間関係など「誰に相談してよいかわからない」日常生活の悩みごとについて、相談員が対応しています。

- 心配ごと相談:(水)10時～14時
 - 心の相談:(月)(金)10時～15時
- *心の相談のみ予約制



その他の事業

- 障がい者福祉の啓発(すまいる祭り)
- 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練
- 広報紙「社協だより」発行

社会福祉法人鎌ヶ谷市社会福祉協議会

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1 総合福祉保健センター 5 階

TEL 047-444-2231

FAX 047-446-4545

<https://www.kamagayashakyo.com>



○中 央地区社協	TEL 047-442-5145
○中央東地区社協	TEL 047-442-5144
○東 部地区社協	TEL 047-442-5141
○西 部地区社協	TEL 047-389-6061
○南 部地区社協	TEL 047-442-5143
○北 部地区社協	TEL 047-442-5142